

厚生労働省問合せ結果

1.日時

6月3日10時30分～45分

2.問合せ内容

住民：自治体認可の保育園の設備騒音、テロ対策不備状態について、自治体に問合せしても、許認可の対象外事項として扱われ、対応に苦慮している。自治体は、「保育所設置許可等について(平成12年3月30日)」の通達文書に書かれている経理事項の審査しか行っていない状況にあり、通達文書発信した厚生労働省も同様のお考えか確かめる目的で問合せした。

保育所の設置認可等について

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/hoiku01/>

厚生労働省：国会会期中で厚生労働省職員多忙のため、今現在、一般からの問い合わせには対応していない状況だが、言いたいことは理解する。本件は自治体職員担当者の問題ではないのか。だとすれば自治体総務課マター(人事上の懲戒?)ではないか？

住民：当該保育園認可決定経緯から、担当者個人の問題ではなく、その部署全体の可能性が高い。つまり、その自治体は許認可権限を適正に把握・行使していないのではないか。

厚生労働省：その場合は、(認可の運用解釈マターの話となるので)都道府県の保育園認可部署に相談してはどうか。厚生労働省は法律をつくる場所である。どの自治体か。

住民：札幌市。道庁の保育園認可部署には問い合わせた。道庁は趣旨は理解している。政令指定都市に対しては許認可権限丸ごと下部委任したとの見解。ただ、話は聞いてくれそうである。

厚生労働省：国会会期中は、問い合わせ対応はできかねるが、趣旨理解したので、通達文書に書かれていない周辺事項(設備騒音、テロ対策)について自治体認可部署が適正に対応していないケースがあるという情報を厚生労働省保育課に伝えるが良いか

住民：宜しく願いしたい。

以上

通達文書の運用実態に関する比較結果

	通達文書の解釈	業務上の対応範囲	問題解決手法	最初の苦情受付対応	運営指導	住民と事業者が協議中の対応
道庁	字句に忠実に解釈	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省所管外の法令 認可申請文書 その他住民個別要望事項 	「道庁が主体的に関与し解決」、「住民と事業者が協議して解決するが道庁も関与して解決」のどちらか。	苦情申立者が、個人、町内会役員であろうと区別せず公平に扱い、苦情等受付、部長クラスまで報告	苦情あった事項について、事業者に事実関係を確認、苦情申立者が個人・町内会役員であろうと区別せず公平に扱い、適宜運営指導を実施	住民と事業者が協議中であることを根拠に「運営指導しない（不関与）」とすることはしない
札幌市	字句解釈的に誤解釈レベル ※恣意的	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省所管法令 認可申請文書 ※誤解釈レベル	基本的に「住民と事業者が協議」し解決 ※全庁的傾向	住民と事業者の協議での解決とさせる方向で担当者判断で誘導 部長クラスまで苦情等報告されているかどうか不明	問合せても、主体的に対応しない前提での回答ばかり 運営指導の実態（処理結果）がまったく確認できない。	住民と事業者が協議中であることを根拠に、住民がどれだけ困難な状況に直面しようとするか知らず、運営指導しない（不関与）とすることを平気で通告 ※全庁的傾向

厚生労働省「保育所の設置認可等について」の解釈パターン

(平成一二年三月三〇日、児発第二九五号)

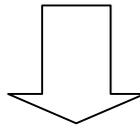
対象条項	認可部署が「業務上対応する範囲」	備考
<p>前文記述法令範囲についての解釈</p> <p>その他の関係法令に適合するものでなければ認可してはならないことは当然であり</p>	<p>厚生労働省所管法令に限定するケース</p>	<p>札幌市の対応 ※誤解釈レベル</p>
	<p>厚生労働省所管外の法律を含むが、設備騒音、不審者侵入対策、テロ対策、設備保安、児童通学路対策、都市計画との整合性等について認可時点で基本的に配慮しないケース</p>	<p>施工段階で迅速な措置実施すれば問題なし？</p>
	<p>厚生労働省所管外の法律を含み、かつ設備騒音、不審者侵入対策、テロ対策、設備保安、児童通学路対策、都市計画との整合性等、技術的視点含めて総合的に認可時点で配慮するケース</p>	<p>理想的対応 道庁の対応 ※厚生労働省担当者見解 ※市長公約完全達成レベル</p>
<p>「運営」の範囲についての解釈</p> <p>都道府県知事は、保育所の運営が著しく適正を欠くと認めるときは……</p>	<p>認可時点で文書審査した事項中心 ※その他問題解決はすべて住民マター</p>	<p>札幌市の対応 ※誤解釈レベル</p>
	<p>認可後発生した、法令上の根拠ある問題中心（個別事項については住民から公式に対応要請ない場合は対象外扱い）</p> <p>※問題解決は、自治体が関与するケース、住民マターとするケースが混在</p>	<p>現実的対応</p> <p>道庁の対応（理想的対応に近い）</p>
	<p>認可後に発生した、法令上の根拠ある問題および住民から公式・非公式に対応要請あったとの指摘があった事案等</p> <p>※基本的に自治体関与により問題解決</p>	<p>理想的対応 ※市長公約完全達成レベル</p>

厚生労働省通達文書に関する「札幌市対応に関する比較評価結果」

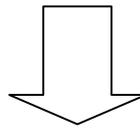
	通達文書 字句解釈	厚生労働省 担当者見解 (2022.6.3)	市長公約的 視点	住民サービスの 視点
認可時点で配慮すべき事項 通達文書前文「その他の関係法令」の適用範囲	字句解釈的には、厚生労働省所管外法令を含むと解釈可能だが、札幌市は厚生労働省所管法令に限定した対応としている点で、誤解釈レベル	誤解釈	認可時点で、設備騒音、各種設備不備等、技術的視点を含総合的審査が実施されていないため、開園後に建築設備廻りについて問題発生する可能性が否定できない点で公約違反状態（誰もが安心して暮らせる街づくり）	認可時点で、設備騒音リスク、設備不備リスクを配慮していない点で住民サービス対応として論外
開園後の運営上の問題への対応範囲 「都道府県知事は、保育所の運営が著しく適正を欠くと認めるときは……」	字句解釈的には、厚生労働省所管外の問題にも対応できる様、一般論として書かれていると読めるが、札幌市は認可時点での認可申請文書程度に対応限定している点で、誤解釈レベル	誤解釈	住民に対し、開園後の設備騒音、各種設備対策についての問題解決を押し付けている点で、公約違反状態（誰もが安心して暮らせる街づくり）	開園後に発生した問題について、認可部署に問い合わせた住民に対し、あまりに不親切、冷酷対応続出（謝罪レベル） 住民提出の公式要望書に対し具体回答ないのは住民サービス対応として論外

騒音公害の要因分析

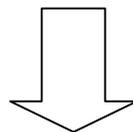
認可	認可部署は「設備審査無し」で認可した事案について対応義務なしと判断 <ul style="list-style-type: none">・ 通達文書誤解釈・ 製造物責任法の欠陥条項（解釈）を見落とし・ 市長公約尊重せず
----	---



住民説明	事業者は、自治体が「設備審査無し」で認可することを知り、建築設備に関する住民説明省略可能と判断
------	---



設計	<ul style="list-style-type: none">・ 設計会社は、自治体が「設備審査無し」で認可することを利用、事業者利益極大化する目的で、「環境基準値ギリギリ」での機種選定を提案・ 製造物責任法の欠陥条項（解釈）を見落とし
----	--



施工	<ul style="list-style-type: none">・ 元請け、施工会社は設計図書と事業者の指示通り施工・ 設備引き渡しでの現場確認（異常騒音の有無確認）は事業者が立ち会わないため実施されず（異常騒音見落とし、騒音測定せず引渡し）・ コンプライアンス上の問題に気づいていても誰も指摘しない
----	--

技術的視点から騒音公害が「設備審査無しでの認可」にあるとする根拠

分担	区分	発生した現象
許認可行政機関	事務屋 集団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不完全な許認可行為の常態化（建築設備、設備保安・テロ対策等を許認可対象外の扱いとした） ・ 設備審査なし（設計図書上のカタログ上の騒音値、試運転結果等の確認が無かった）
保育園事業者	事務屋 集団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 何度も町内会役員を訪問したにしては建築設備等に関する（文書）説明は一切なかった ・ 設計・施工・試運転等、外注先に丸投げ発注が常態化（発注部署が現場立ち合いしない発注方式）※補助金受給工事で許されるのか？ ・ 試運転段階で異常騒音発生を見逃し、異常騒音発生を住民報告しなかった（開園後1カ月経っても住民報告なし） ・ 今回の異常騒音対応を元請け、工事会社に丸投げ？（発注者が現場立ち合いしない） ・ 住民として騒音公害対応を求めようにも、公害防止管理者レベルの対応が期待できる技術屋が見当たらない（騒音問題の苦情をきちんと理解する人材が見当たらない） ・ そもそも騒音公害対応の責任者が誰なのかはっきりしない ・ 技術的事項についてそもそも対応能力がない？（会社方針として事務屋だけで対応、処理しようとしている？） ・ 補助金受給案件にしては、杜撰な対応だったという認識がない
設計会社	技術者 集団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本設計時点で環境基準値ギリギリで問題ないとして機種選定？ <p>※設計図書での確認要</p>
元請け工事会社	技術者 集団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事会社に丸投げし全体監督していない？（工事会社に任せ過ぎた？） ・ 機種選定結果に問題あるとして？、コンプライアンス上の処理をしなかった問題 ・ 試運転段階で異常騒音発生を認識しなかった問題
工事会社	技術者 集団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試運転、設備引き渡し段階で異常騒音発生を見逃した問題 ・ そもそも施工不良？ ・ 操作系統むき出し状態（設備保安対策上の不備） ・ バルクタンクの所有者が曖昧、賠償責任保険適用についての事前説明がなく、侵入容易な状態で設置された問題（テロ対策上の不備）

「製造物責任法」に係わる消費者庁文書（抜粋）

1. 使用者以外の第三者に対する危害も製造物責任に含まれるとする解釈

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/product_liability_act_annotations/pdf/annotations_180907_0004.pdf

第3条 製造物責任

(3) 「欠陥」

製造物が、当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、通常有すべき安全性を欠いていることをいう（第2条第2項）。安全性を欠いているとは、当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮した上で、他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす危険性のある状態をいい、当該製造物の使用者のみならず、使用者以外の第三者に対する危害も含まれる。個々の製造物の欠陥の有無の判断に際しては、当該製造物に係る諸事情が総合的に考慮されることになることについては前述した。

製造業者等に欠陥を要件とする賠償責任を負わせるためには、製造業者等が製造物を引き渡したとき、すなわち製造業者等の支配を離れた時点で当該製造物に欠陥が存在していたことが必要である。

2. 設計上の欠陥が製造物責任に該当するとする解釈

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/pl_qa.html#q9

Q9 具体的にはどのようなものが欠陥に当たりますか。

A 一般に、欠陥は次の3つに分類することができます。

【1】製造物の製造過程で粗悪な材料が混入したり、製造物の組立てに誤りがあつたりしたなどの原因により、製造物が設計・仕様どおりに作られず安全性を欠く場合、いわゆる製造上の欠陥

【2】製造物の設計段階で十分に安全性に配慮しなかったために、製造物が安全性に欠ける結果となった場合、いわゆる設計上の欠陥

【3】有用性ないし効用との関係で除去し得ない危険性が存在する製造物について、その危険性の発現による事故を消費者側で防止・回避するに適切な情報を製造者が与えなかった場合、いわゆる指示・警告上の欠陥

アイグラン本社による「不誠実な対応実績」

1. 住民説明～建設工事の期間

- ・開園2年前から何度も町内会長宅を訪問しているのに、訪問した担当者からガスヒートポンプについて一切説明がない
- ・担当者がレイアウト図面等持参し、2区区長長宅を何度か訪問、住民からの意見を求めたのに、建築設備仕様等の説明がない
- ・建設工事最中の1月末頃（設備引渡しの3月末直前）、（何度も会長宅、2区区長宅を訪問した）担当者に対し、ある住民が「保育園の暖房設備はボイラーを採用するのか」と質問したところ、担当者は「建築設備仕様については何も決まっていない」と回答（実際は、ガスヒートポンプ部品単位の納品が始まっていたことが後日提出した納品文書から判明、担当者の発言は嘘だったことが判明）
- ・外注先に対し、設備引き渡し時点での（発注者としてすべき）現場立会い確認まで、外注先に丸投げする発注方式を採用
- ・健康被害発生が予見されるのにもかかわらず、環境基準値ギリギリでの機種選定とした
- ・製造物責任法上の欠陥状態（消費者庁解釈）を見落とし
- ・設備引き渡し時点で、現場最終確認せず、かつ異常騒音発生を見逃した

2. 開園後

- ・開園式にて関係者勢揃いしているのに、異常騒音発生を見逃した
- ・開園後1カ月経っても異常騒音発生に関する住民報告なし
- ・異常騒音発生、騒音公害表面化したのに、10月8日の打合せ時までの間、アイグラン本社から町内会長、2区区長に対する説明が一切ない（騙し討ち状態）
- ・騒音公害表面化後、現場での技術調査、設備改造工事等、一切現場立ち会いしない（保育園長の立ち会いもない）
- ・7月15日付け要望書の回答期限（8月12日）に対し、10月末まで待ったが回答されていない事項が多数存在
- ・要望書の回答文書を、自社で作成せず、元請けに丸投げしている形跡がある（元請けに口述筆記させ、回答文書作成を押し付けている疑い濃厚）
- ・9月26日に施工会社が実施する騒音測定があるとの連絡を受け、元請けと数人の住民が参加、アイグランの参加はなかった。おまけに保育園敷地内で別の工事が実施され、比較的小型の転圧機による工事騒音が発生。騒音測定を企画した元請け、施工会社のメンツ丸つぶれとなった（アイグラン本社が施工会社に工事日程等知らせなかったことが原因）
- ・10月8日打合せにアイグランが初めて出席したが、（住民が最終回答期限が10月末であると元請けに事前通告しているにもかかわらず）アイグランから文書提出がなかった
- ・要望書提出以降、本文書作成時点まで、表示上アイグランが作成したと認められる文書は1つも見当たらない（騒音公害対策対応、検討文書作成等を元請け、施工会社に丸投げ）
- ・公害防止管理者レベルの対応が期待できる技術屋が見当たらない
- ・元請け関係者から、騒音公害問題に関して理解していない人にどう説明したら良いか相

談を受けた（放置すると、公害訴訟や公害審査会だけでなく製造物責任訴訟に巻き込まれると説明してはどうかと回答）

- ・騒音公害対応の社内責任者、連絡者について質問しても回答がない
- ・大型重機使用する除雪作業時間に関し、7月15日付け要望書・確認書（案）にて5時～22時としてほしいと住民要望を提出、10月8日保育園玄関先にて園長に対し提出済の確認書（案）の文書を示しているのに、12月18日市道に面した保育園バルクタンク東西2箇所の駐車場にて4時30分から除雪作業が開始された（新たな騒音問題発生）
- ・元請けを通じ、除雪作業時間の厳守について対応要請したが、返事がない状態で、12月25日3時25分頃、大型重機による除雪作業が開始された。作業終了は3時50分頃。
- ・除雪時間を守ろうとしない除雪作業会社のオペレータと住民の間で口論レベルのトラブル発生。重機オペレータが警察沙汰にしたいと言うので、住民はやむなく110番通報した。園長は今年は我慢して欲しいと言ったが受忍限度を超えている。（1月4日）

以 上